

西東京市文化財保存・活用計画策定委員会実施要領（案）

第1 設置

第2期西東京市文化財保存・活用計画（以下「文化財保存・活用計画」という。）の策定について必要な事項を検討するため、西東京市文化財保存・活用計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2 検討事項

委員会は、文化財保存・活用計画の策定に関する次の事項について検討し、その検討の結果を西東京市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に報告する。

- (1) 文化財保存・活用計画に定める基本的な方針（以下「基本方針」という。）に関すること。
- (2) 基本方針に基づく具体的な計画内容に関すること。
- (3) その他教育長が必要と認めること。

第3 組織

委員会は、次に掲げる委員11人以内で構成し、教育長が依頼する。

- (1) 学識経験者 1人程度
- (2) 文化財保護審議会委員 1人
- (3) 下野谷遺跡整備指導委員会委員 1名程度
- (4) 公募による市民 3人以内
- (5) 西東京市社会教育委員設置条例（平成13年西東京市条例第200号）に基づく西東京市社会教育委員あるいは同等の知見を持つ者 1人程度
- (6) 西東京市公民館設置及び管理等に関する条例（平成13年西東京市条例第80号）第6条の規定に基づく西東京市公民館運営審議会委員あるいは同等の知見を持つ者 1人程度
- (7) 西東京市図書館設置条例（平成13年西東京市条例第81号）第6条の規定に基づく西東京市図書館協議会委員あるいは同等の知見を持つ者 1人程度
- (8) 西東京市文化芸術振興条例（平成21年西東京市条例第32号）第8条の規定に基づく西東京市文化芸術振興推進委員会委員あるいは同等の知見を持つ者 1人程度
- (9) その他教育長が委員として適当と認めた者 1人程度

第4 任期

委員の任期は、第3に規定する依頼の日から第2に規定する教育長に報告する日までとする。

第5 座長及び副座長

委員会に、座長及び副座長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 座長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

第6 会議

委員会の会議は、座長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

第7 意見の聴取

座長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

第8 会議の傍聴

委員会の会議は、原則として傍聴することができる。

第9 報償

委員会の委員（第3第4号に掲げる者を除く。）が会議に出席したときは、予算の範囲内において定める額を報償として支給する。

第10 庶務

委員会の庶務は、教育部社会教育課において処理する。

第11 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年6月15日から施行する。